



目 次

告 示	ページ
○保安林の解除の通知（2件）	（治山林道課） 1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知	（ 〃 ） 1
○漁獲共済の同意成立（第2号漁業）	（水産政策課） 1
○道路の区域変更	（道 路 課） 1
○建築基準法による道の指定	（建築指導課） 1
公 告	
○土地改良区の役員の退任	（農業基盤課） 1
○土地改良区の清算人の退職	（ 〃 ） 1
○都市計画の変更の図書の縦覧	（都市計画課） 2
○開発許可の特例に係る開発行為に関する工事の完了	（ 〃 ） 2

告 示

高知県告示第70号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成26年2月12日
高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
土佐郡土佐町芥川字ビヤガダニ153の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第71号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成26年2月12日
高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡越知町中大平字カウソ2010の8
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第72号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
平成26年2月12日
高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。
平成9年5月農林水産省告示第726号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第73号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。
平成26年2月12日
高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧清水漁業協同組合の地区ぶり餌付漁業及び大型定置漁業

高知県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年2月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年2月12日
高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 羽尾琴浜

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡芸西村馬ノ上 字長尾4503番3	前	4.0 }	18
	後	4.0 }	18
		5.9	

高知県告示第75号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。
平成26年2月12日
高知県知事 尾崎 正直

香南市野市町西野字ヨノ丸2551番地1地先から2553番地地先に至る延長62メートルの道

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宿毛市福良土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。
平成26年2月12日
高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
監事	谷本 悦吉	宿毛市小筑紫町石原616
〃	中平 省三	〃 小筑紫町福良373

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、宿毛市福良土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。
平成26年2月12日
高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
福井 徹夫	宿毛市小筑紫町福良 990-5
栗生 一雄	〃 〃 75-1
尾崎 博文	〃 〃 1042
尾崎 重幸	〃 〃 609
濱田 裕繁	〃 小筑紫町小筑紫 336
山下 正	〃 小筑紫町石原 280

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南国市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成26年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画地区計画（南国久礼田流通団地地区計画）
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び南国市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、同法第34条の2第1項の規定により開発許可を受けたとみなされる者が行った開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成26年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

開発協議番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けたとみなされる者の住所及び氏名
平成26年1月15日 25高都計第531号	香南市香我美町上分 字キコヲ奥3883番ほか	高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県知事 尾崎 正直